

別記第 15 号様式(第 14 条関係)

表

85mm

第 号	毒物劇物監視員 身分証明書
所属庁 氏名	写真
年 月 日 発行	
年 月 日 生	
厚生労働省(地方厚生局、都道府県、 指定都市、保健所設置市又は特別区) ㊦	

裏

毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号) 抜粋

第 17 条 厚生労働大臣は、保健衛生上必要があるときは、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者から必要な報告を徴し、又は業事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のために必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、

第 11 条 第 2 項に規定する政令で定める物若しくはその疑いのある物を取去させることができる。
3 前 2 項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。
4 毒物劇物監視員は、その身分を不正証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第 20 条 第 4 第 17 条第 2 項の規定により都道府県知事の権限に属するものとしてされている事務は、緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用されるものとする。

第 38 条の 7 法に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、製造所又は営業所の所在地の都道府県知事が行うこととする。ただし、厚生労働大臣が第 4 号に掲げる権限に属する事務を自ら行うことを妨げない。
一 三 (略)
四 製造業者及び輸入業者(製剤製造業者等を除く。)に係る法第 17 条第 1 項に規定する権限に属する事務 2 ～ 4 (略)

別記第十七号様式中
「地方厚生局長」を「地方厚生局長」に改める。
「都道府保健所設置市長」を「都道府保健所設置市長」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するべしとすることができる。

○厚生労働省令第三十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十五条第四項及び第十二項並びに第三十五条第六項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十六日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項第一号中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

第二十条第二項第二号中「第十六条第五項」を「第十六条の三第五項」に改める。